

CONTENTS

納税者の皆様へ 1

I 国税庁について 5

1 国税庁の組織理念 5	(5) 税理士業務の適正な運営の確保 8
2 税務行政の運営の考え方 7	(6) 実績評価(政策評価)と税務行政の改善 8
(1) 納税者サービスの充実 7	3 国税組織の概要 9
(2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実 7	(1) 国の収入と税 9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済 8	(2) 国税庁の予算 9
(4) 酒類行政の適正な運営 8	(3) 国税庁の機構・定員 10

II 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 11

1 納税者の利便性の向上 11	3 事業者のデジタル化促進 12
2 課税・徴収の効率化・高度化等 12	

III 納税者サービスの充実と行政効率化 13

1 e-Tax(国税電子申告・納税システム) 13	7 内部事務のセンター化 23
コラム1 e-Taxの利便性向上 14	8 情報提供等 24
2 確定申告 15	(1) 国税庁ホームページ 24
(1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進 15	(2) 租税教育 26
(2) 多様な納税者ニーズへの対応 16	(3) 講演会 27
3 キャッシュレス納付の推進 17	(4) 説明会 27
(1) キャッシュレス納付による納付手段 17	(5) 税務相談 27
(2) キャッシュレス納付以外の納付手段 18	(6) 事前照会 29
4 マイナンバー制度への取組 19	コラム3 令和6年能登半島地震への対応 29
(1) マイナンバー制度の概要 19	9 適正な源泉徴収制度の運営 30
(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応 19	コラム4 定額による所得税の特別控除(定額減税)への対応 30
(3) マイナンバーカードの普及促進 20	10 インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けた取組 31
(4) 法人番号の付番機関としての対応 20	(1) 制度の理解促進のための周知・広報等の取組 31
5 行政サービスのデジタル化の推進 21	(2) 制度開始後初めての確定申告期における取組 32
コラム2 令和6年度から「国税専門B(理工・デジタル系)」区分での採用を開始 22	11 関係民間団体との協調 32
6 情報の厳正な管理 22	

IV 適正・公平な課税・徴収 34

1 適正・公平な課税の推進 34	2 確実な税金の納付 39
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 34	(1) 自主納付態勢の確立 39
(2) 調査以外の手法の活用 36	(2) 滞納の整理促進への取組 39
(3) 資料情報 37	(3) 集中電話催告センター室 41
(4) 査察 37	(4) 公売の実施 41

(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	42	(2) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	51
3 消費税不正還付への対応	42	5 各国税務当局との協力	52
(1) 消費税不正還付の現状	42	(1) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力	52
コラム5 輸出物品販売場制度の見直し	44	(2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー	53
(2) 消費税不正還付に対する取組	44	(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力	53
4 国際的な取引への対応	45		
(1) 国際的な租税回避に対する取組	46		

V 権利救済 54

(1) 再調査の請求	55	(3) 訴訟	55
(2) 審査請求	55	(4) 権利救済の状況	56

VI 酒類行政 57

1 酒類業界の状況	57	(2) 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組	59
(1) 国内市場の状況	57	(3) 技術支援	60
(2) 日本産酒類の輸出の状況	58	(4) 中小企業対策	60
2 国税庁の取組	58	(5) 酒類の公正な取引環境の整備	60
(1) 海外市場の開拓(輸出促進)	58	(6) 社会的要請への対応	60

VII 税理士業務の適正な運営の確保 62

1 税理士の業務と役割	62	(2) e-Taxの利用拡大	63
2 税理士会等との連絡協調	62	3 税理士等に対する指導監督の的確な実施	63
(1) 書面添付制度の推進	62		

VIII 実績評価(政策評価)の実施 64

(1) 実績評価の目的	64	(3) 実績目標等の評価方法・評価結果	64
(2) 国税庁の使命・任務と実績評価の目標体系	64		

IX 資料編 66

○ 租税収入・予算	66	○ 滞納状況	68
○ 申告・課税状況	66	○ 査察	68
○ 調査状況	67	○ 権利救済	69
○ 国際課税	68	○ 税務相談	69

※本文中の「〇年度」は会計年度を示し、「〇事務年度」は〇年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。